

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和貴
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年2月5日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 役員の選任手続について、選任要件や在任監事の過半数の同意を得たことの確認を行うこと。
- ・ 社会法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>理事及び監事の候補者から、履歴書及び誓約書を徴し、選任の要件確認を行う。</p>
2	<p>令和5年6月14日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが議事録では確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、監事からの同意書の徴収又は理事会の議事録への記載により同意の事実が確認できるようにしておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>監事選任議案については、在任する監事の過半数の同意を得て選任案を提出したことを証するよう、議事録への記載を行う。</p>
3	<p>計算書類に対する注記について、以下の不備があった。</p> <p>(1) 計算書類に対する注記(法人全体用)に注記事項として、「合併又は事業の譲渡若しくは譲受け」が記載されていなかった。</p> <p>(2) 計算書類に対する注記(法人全体用)において、項目の名称に誤りがあった。</p> <p>誤 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し</p> <p>正 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し</p>	<p>(1) 注記事項として「合併又は事業の譲渡若しくは譲受け」を記載する。</p> <p>(2) 注記項目名称を基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しに改める。</p>

	<p>については、計算書類に対する注記は、社会福祉法人会計基準に従い適切に作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い 25) (運用上の取扱い 25 の (2))</p>	
4	<p>月次試算表について、理事長への提出が遅延している月があった。</p> <p>については、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出すること。</p> <p>前回も口頭指摘をしているので必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 32 条)</p>	<p>月次試算表の提出を、翌月末日までに行う。</p>
5	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算がないにもかかわらず支出している科目があった。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース債務の返済支出 913,007 円 <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること</p> <p>また、法人の当初予算編成時において、前期末支払資金残高を 0 円としていることから、決算時に、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算と決算に差異が生じていた。</p> <p>については、前年度決算が確定後にあつては、前期末支払資金残高の補正を行うこと。</p> <p>なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくのが望ましい。</p> <p>(留意事項 2 (2)) (経理規程第 21 条)</p>	<p>予算変更の必要がある場合には、補正予算を作成し理事会の承認を受けることとする。前年度決算確定後にあつては、前期末支払資金残高の補正を行う。</p>
6	<p>小規模多機能型居宅介護よろず承り処かきサービス区分の補助金事業収入が資金収支明細書と補助金事業等収益明細書で一致していなかった。</p> <p>資金収支明細書 832,922 円 補助金事業等収益明細書 492,000 円</p> <p>については、不一致の原因を明らかにして報告するとともに、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要があれば当該修正を行うこと。</p> <p>(会計省令第 30 条) (運用上の取扱い 26)</p>	<p>補助金事業等収益明細書に、介護職員処遇改善支援補助金 340,922 円が記載漏れとなっていた。過年度修正の必要はないため当該修正は行わない。</p> <p>今後は、資金収支明細書と補助金事業等収益明細書の金額が一致しているかの確認を改めて行う。</p>
7	<p>日々入金した現金は、収入後 5 営業日以内に金融機関に預け入れなければならないところ、期限を超えて預け入れたものが散見された。</p> <p>については、日々入金した現金は、収入後 5 営業日以内に金融機関に預け入れること。</p> <p>前回も口頭指摘をしているので必ず改善すること。</p>	<p>収入後 5 営業日以内に金融機関に預け入れることを改めて周知した。</p>

	(経理規程第 24 条)	
--	--------------	--